

上海外管局、クロスボーダー貿易ハイレベル開放試行の実施細則を改訂

国家外貨管理局上海市分局は 2026 年 6 月 12 日、《クロスボーダー貿易のハイレベル開放試行の実施細則に関する通知》（上海匯発〔2026〕第 27 号、以下、本通知）を公布・施行しました。

上海市分局は 2024 年 1 月、《クロスボーダー貿易投資のハイレベル開放試行の実施に関する通知》（上海匯発〔2024〕第 3 号）を施行し、銀行によるクロスボーダー貿易の利便化業務の取り扱いが可能になりました。本通知では、利便化業務における貿易受払ネット決済の対象範囲拡大、海外駐在員給与支払いの外貨利用の利便化、多国籍企業の経常項目資金集中受払およびネット決済手続きの簡素化に関して改訂されました。

※1 関連資料については SMBC (CHINA) NEWS No.24-08 をご参照ください。

※2 本通知の原文については、下記のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.safe.gov.cn/shanghai/2026/0612/2461.html>

<本通知の概要>

1. 利便化業務の概要

- 条件に合致する銀行は、顧客の自主的な意思に基づき、業務実施に係る十分なデューデリジェンスを行ったうえで、利便化業務の対象先とする優良企業リストを作成し、当該企業に対して経常項目に係る外貨資金受払や貿易受払ネット決済などの利便化業務を提供可能

2. 優良企業の対象条件

- 以下の条件にすべて合致すること
 - (1) 実際に利便化業務のニーズを有すること
 - (2) 信義誠実であり、コンプライアンスに則った経営状況が良好であり、資金受払、貿易信用および貿易金融は、その生産・経営の実態に適合していること
 - (3) 直近 2 年間に外貨管理局による行政処罰を受けていないこと（設立期間が 2 年未満の場合は設立日以降）；「貿易外貨受払企業リスト」に登録されている場合、直近 2 年間の貨物貿易外貨管理分類が継続的に A 類であること（登記期間が 2 年未満の場合は登記日以降）
 - (4) 経常項目に係る外貨受払を管理する専門員を配置し、取引の真実性、論理性および合理性を証明できる体制・能力を備え、かつ取引履歴のトレーサビリティを確保していること
 - (5) 銀行で経常項目に係る外貨受払業務を 2 年以上継続して行っていること※関連条件に合致する企業は、上記年限要件の免除可能
- (6) リスク防止のために銀行が規定するその他の条件に合致すること

3. 利便化業務の内容

■ 主に下記（３）、（６）、（７）を改訂

（１）経常項目に係る外貨資金受払の利便化

- 銀行は業務実施の三原則に基づき、優良企業の経常項目に係る外貨受払業務の取扱可能
１件あたり５万米ドル相当以上のサービス貿易などにおける外貨送金に関して、《サービス貿易等項目の対外支払税務備案表》の事後検査対応可能

（２）新型国際貿易に係る決済最適化

- 銀行は地域の戦略的位置付けと業界特性に基づき、金融サービスを刷新し、優良企業の真実性とコンプライアンスに則った新型国際貿易に係る外貨受払業務の取扱可能

（３）貿易受払ネットینگ決済の対象範囲拡大

- 銀行は、優良企業が同一の国外取引相手方との間で行う以下の経常項目に係る外貨受払について、ネットینگ決済の取扱可能
 - ① 同一の国外関連企業との間で行われる一般貿易の受払
 - ② 貨物代金と貨物貿易に関連する運送・倉庫保管料、修理費、賠償金など経常項目費用との受払
 - ③ 売上代金とそれに関連する売上割戻金との受払
 - ④ 運賃、保険料、通関費、早出料、延滞料などの輸送関連費用間の受払
 - ⑤ 外貨管理局が規定するその他状況における受払

（４）貨物貿易に係る外貨返金業務の事前登記免除

- 銀行は、優良企業について、返金日と受取日または支払日との間隔が１８０日超の場合、または特殊な事情でもとのルートで返金できない場合の貨物貿易に係る外貨返金業務の取扱可能

（５）サービス貿易に係る立替・費用分担業務の利便化

- 銀行は、優良企業とその国外取引相手方との間で発生するサービス貿易費用に係る立替決済や費用分担業務の取扱可能

（６）海外駐在員の給与関連外貨利用の利便化

- 銀行は、優良企業から提供された給与関連資料に基づき、海外駐在員について書類審査免除の限度額を設定することができる。当該限度額内で外貨転・対外支払または外貨受取・人民元転を行う際に書類審査不要で取扱可能

（７）多国籍企業の資金集中受払・ネットینگ決済手続きの簡素化

- 条件に合致する多国籍企業のプーリング主幹企業・メンバー企業は、所定の登記手続き完了後、経常項目資金集中受払およびネットینگ決済手続きを行う際、上記（１）～（５）の利便化業務の適用可能

（８）外貨管理局が認めるその他の利便化業務

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7F01室
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自贸试验区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場1座1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
嘉里中心北楼16階1601室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階、1303室
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新國際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 國際大厦16階
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技術産業開發区
東南大道33号 科創大厦8階
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登雲路258号
匯金財富広場1号楼601室、
605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2棟5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景國際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市兩江新区江北城街道慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家に相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED